

国土調査法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 国土調査法施行令の一部改正

一 国土調査法第二十一条の二第一項の地図及び簿冊の様式並びに当該地図及び簿冊の作成に要する経費の負担について定めるものとする。 (第二条及び第十四条関係)

二 地籍基本調査図に表示すべき事項を街区の形状、地形、植生、地盤の変動その他の事項であつて、土地の境界の測量の基礎となるものとして国土交通省令で定めるものとする。 (第二条関係)

三 街区境界調査成果の誤差の限度並びに認証及び承認に係る手続について定めるものとする。 (第十五条、第十八条及び第二十一条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第二 国土調査法による不動産登記に関する政令の一部改正

一 登記官は、街区境界調査成果の写しの送付を受けた場合において、表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が当該街区境界調査成果のうち簿冊の写しの記載と一致しないときは、当該表題部所有者又は登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記

をしなければならないものとし、当該登記をしたときは、街区境界調査成果により登記した旨を記録し
なければならないものとする。こと。
(第二条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第三 登記手数料令の一部改正

一 不動産登記法第三百三十一条第二項の規定による筆界特定の申請についての手数料を定めるものとする
こと。
(第八条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第四 附則

この政令は、一部の規定を除き、土地基本法等の一部を改正する法律附則第一項第三号に掲げる規定の
施行の日（令和二年九月二十九日）から施行するものとする。こと。